

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(第2回)の公表

女性活躍推進法に関する一般行動計画の公表について

女性活躍推進法とは、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、働く女性の活躍を後押しする法律として2015年(平成27年)8月28日に国会で成立しました。2019年(令和元年)5月29日に改正法が成立し、同年6月9日に公布されています。

正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、国や自治体、企業などの事業主に対して、女性の活躍状況の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定・公表などが求められています。

行動計画

策定の目的	女性活躍推進に向けた取り組みを組織全体で進め、勤務環境整備のために次のような行動計画を策定する
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)
課題①	結婚・出産・育児・介護といったライフイベントに合わせて交代勤務や日当直、時間外労働を選択できる多様な雇用形態を検討していく必要がある。
課題②	1人当たりの平均残業時間数は多くはないが、雇用形態ごとに特定の部署や職員に偏りがなく精査し、適切な時間に仕事を終えることができているか? 必要な時季に有給休暇を取得できているか

目標①	区分① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
	柔軟な働き方ができる雇用形態を構築する
取組内容と実施時期	
令和3年	子育て世代に対するアンケート調査
令和3年	院内保育所利用に関する調査(夜間保育・病児保育・受入れ職種拡大等)および、受け入れ体制検討
令和4年	交代勤務や日当直、時間外労働について選択できる多様な雇用形態導入による柔軟な働き方の検討
令和4年	多様な雇用形態に対応する人員計画
令和7年	多様な雇用形態の段階的实施

目標②	区分② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
	令和2年度対比で残業時間の削減と有給休暇の取得率向上
取組内容と実施時期	
令和3年	職種・雇用形態・男女ごとの平均残業時間の定期報告を実施
令和3年	職種・雇用形態・男女ごとの年次有給休暇取得推進と取得状況の定期報告を実施
令和4年	残業時間削減と有給休暇取得に向けた業務体制の見直しと業務改善
令和6年	人員不足部署を調査し採用計画